

亘理町吉田西児童館等運營業務委託事業に係る 公募型プロポーザル方式実施要項

本業務は、地域の子どもたちに安全で楽しい遊び場を提供し、健全な成長を支援する児童館業務および、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生の児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を円滑に実施するため、亘理町吉田西児童館・亘理町高屋児童クラブの運營業務を委託しています。今般、令和7年4月から3か年の業務委託について、公募型プロポーザルにより最も適した運営事業者を選考するため、次のとおり募集します。

1 募集する放課後児童クラブの形態・施設等の条件

(1)業務名

令和7年度 亘理町吉田西児童館等運營業務委託事業

(2)対象施設

①亘理町吉田西児童館

- ・所在地 亘理町吉田字宮前40番地
- ・実施事業
 - ア) 児童福祉法第7条に掲げる児童厚生施設（児童館）
 - イ) 児童福祉法第6条の3第2項第2号に掲げる児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
定員45人

②亘理町高屋児童クラブ

- ・所在地 亘理町逢隈高屋字保戸原54番地2（亘理町立高屋小学校）
- ・実施事業
 - 児童福祉法第6条の3第2項第2号に掲げる児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
定員20人

(3)業務内容等

業務内容、開設日及び時間等については、別添「亘理町吉田西児童館等運營業務委託事業プロポーザル実施要領」に記載のとおりとする。

(4)履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5)業務委託提案上限額（3年間）

99,000千円

※社会福祉事業に該当するため消費税非課税

2 応募要件

本プロポーザルに参加する事業者は、令和5年度・令和6年度 亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：物品・役務等）に登載されている者であり、参加表明書提出時まで次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 次の各号に該当しない者であること。

- ① 亘理町の競争入札参加資格及び審査等に関する規定、亘理町指名停止要領に基づく指名停止中の者又はこれに準ずる者。
- ② 亘理町暴力団等排除措置要綱に該当する者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者。
- ⑧ 租税（法人税及び消費税、地方消費税、法人都道府県民税、個人事業税、法人市区町村民税、固定資産税等）を滞納している者。

(2) 亘理町内において、次に掲げるいずれかの事業を実施（受託含む）している者。

- ① 放課後児童クラブ（児童福祉法第6条の3第2項第2号の児童健全育成事業）
- ② 保育所（児童福祉法第7条）
- ③ 地域型保育事業（児童福祉法第6条の3第9号に掲げる小規模保育事業に限る）

(3) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、当該事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している事業者であること。

(4) 本町の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。

(5) 別紙「亘理町吉田西児童館等運営業務委託事業プロポーザル仕様書」に記した内容に対応できる能力があること。

(6) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実地指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。

(7) その他、町長が必要と認める条件を満たしている者

3 参加意思表明書の提出

参加意思表明書（様式1）に法人実績等調書（様式3）等の添付書類を添えて提出すること。

(1) 受付期間 令和6年10月21日（月）から11月5日（火）まで
（土・日曜日・祝日を除く）

(2) 受付時間 午前8時30分から正午まで、午後1時00分から午後5時15分まで

(3) 提出先 亘理町役場子ども未来課（郵送可）

(4) 添付書類

- ① 誓約書（様式2）
- ② 法人実績等調書（様式3）
- ③ 法人収支決算書（令和5年度）

4 企画提案書の提出

参加意思表明書を提出した事業者に限る。

(1)受付期間

令和6年11月15日（金）から11月29日（金）まで
（ただし、土・日曜日、祝日を除く）

(2)受付時間

午前8時30分から正午
午後1時00分から午後5時15分まで

(3)提出先

亘理町役場子ども未来課（郵送不可）

(4)提出書類

①企画提案書の提出について（様式4）

企画提案書に必要な書類を添えて、受付期間内に正本1部と提出書類のPDFデータを提出すること。

※ 町長が必要と認める書類の追加提出を求める場合がある。

※ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

※ 応募書類については、町が本件プロポーザルに係る公表及び文書の開示請求による場合において原則すべてを開示する。
ただし、応募者の正当な利益を害するものについては非公開（非開示）とする。

※ 提出書類等は、返却しない。

※ 応募内容等の変更は原則認めないが、町と協議のうえ変更する場合は可能とする。

※ 提出するPDFデータは、電子メール（ファイル転送サービス含む）等（外部記憶媒体は不可）により、亘理町子ども未来課へ提出すること。なお、PDFのバージョン等については、担当者に事前に確認すること。

②添付書類

ア) 運営方針等説明書（様式5）

イ) 運營業務に係る見積書（任意様式）
※見積は3年分で内訳を添付すること。

ウ) その他

提案にあたって必要な書類

※様式の指定がないものは任意様式にて提出のこと。

(5)提出方法

持参（郵送による提出は不可。提出日時は事前に担当者と調整すること。）

(6)受付場所

亘理町子ども未来課 子育て支援班
亘理町字悠里1番地

5 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法

優先交渉権者の選定については、本町が設置する事業者選定委員会において書類審査、提案書に記載された内容及び、ヒアリングの内容を総合的に評価し選定する。

(2) 書類審査及びヒアリング審査

①書類審査

応募書類について、応募資格の有無、関係法令基準を満たしているか（満たすことができるか）、提出された書類に不備がないか等を確認する。

②ヒアリング審査

応募書類における提案内容について、応募事業者ごとにプレゼンテーションを行う。実施日時は、令和6年12月16日（月）を予定しているが、詳細は後日、応募事業者へ通知する。

③選定基準

評価項目
(1)法人等の経営等に関する事項
(2)児童館及び放課後児童健全育成事業に関する運営方法、取組事項
(3)職員体制に関する配置計画・配置方法
(4)安全管理に関する運営体制、取組事項
(5)その他必要な事項

④選定結果

選定結果は、令和6年12月下旬（予定）に書面をもって参加者へ通知する。

また、優先交渉権者に選定された者は、亘理町公式ホームページにて名称のみ公表する。

⑤その他

審査の結果、事業者の選定に至らなかったときは、再募集することができるものとする。

⑥決定の取り消し

次の事由があった場合は、協議の上、決定を取り消す場合がある。

- ア) サービスの需要が急激に低下した場合
- イ) 施設の運営が困難と町長が判断した場合
- ウ) その他、町長が不適切と認めた場合

6 応募に関する質問の受付・回答

(1)質疑の方法

- ①質問の要旨を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。
- ②電話、ファクシミリ、郵送及び窓口訪問による質問は受け付けない。
- ③質問事項は1件ごとに作成すること。

(2)受付期限

令和6年10月21日（月）から10月25日（金）午後2時まで

(3)提出先

亘理町子ども未来課 子育て支援班
メールアドレス：kosodate-s@town.watari.miyagi.jp

(4)回答方法

令和6年11月1日（金）までに、電子メールにより回答を送付する。また、質問及び回答はホームページで公表する。

7 契約の締結

- (1) 優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より改めて見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意のうえ、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 上記(1)の交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとする。
- (3) 本プロポーザルは、亘理町令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって亘理町議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

8 スケジュール

日 程	募集関係内容
10月21日（月）	公告
10月21日（月） ～11月5日（火）	参加意思表明書提出期間
10月21日（月） ～10月25日（金）	質問の受付期間（メール受付）
11月1日（金）	質問の回答送付（メール送信）
11月11日（月・予定）	参加資格結果通知発送
11月15日（金） ～11月29日（金）	企画提案書提出期限（参加意思表明事業者のみ）
12月16日（月・予定）	事業者選定委員会による審査（事業者によるプレゼンテーション）
12月下旬（予定）	優先交渉権者の決定
令和7年1月	契約締結
02月	令和7年度利用児童の保護者説明会
04月	事業開始

9 その他

- (1) 事業の実施については、令和7年度予算に係る議決（令和7年3月予定）を以って決定となる。
- (2) 事業実施にあたっての詳細は、町と選定された事業者で協議のうえ決定する。

10 問い合わせ先

亘理町子ども未来課 子育て支援班
電話番号 0223-34-1225（直通）
E-mail kosodate-s@town.watari.miyagi.jp